

## 経験年数等証明書（受講者氏名）

- 1 該当する受講資格欄ごとに経験年数等の空白欄内に実務経験等の年数を記載してください。
- 2 記載した受講資格及び経験年数等について、下欄により事業主の証明を受けてください。なお、受講資格が確認できる場合は、この様式以外の書面を添付していただいても結構です。
- 3 経験年数等証明書その他、受講資格ごとに、受講申込書に添付する書類や証明書が異なります。別添3受講資格別受講申込必要書類等一覧表を確認して、添付漏れの無いようにご注意ください。

### 受講資格一覧表

区分番号	受講資格の内容（学歴・職歴・資格等）	経験年数等		
①	労働安全衛生法別表第18条第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	経験年数等の証明は必要ありません。		
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を収めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験		年
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④に同じ。）、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	実務経験		年
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前記課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者（③に該当するものを除く。）	実務経験		年
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	実務経験		年
⑥	建築に関して11年以上の実務経験を有する者	実務経験		年
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律による改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者または第1種作業環境測定士及び第2種作業環境測定士	実務経験		年
⑧	建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験		年
⑨	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有するもの	実務経験		年
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	経験年数による制限はありませんが、在官したことの証明が必要です。		
⑪	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	従事経験		年

### 建築物石綿含有建材調査者研修会 経験年数等証明書

上記受講資格欄番号（ ）の実務経験又は従事経験は（ ）年以上有することを証明する。

令和 年 月 日

事業場所在地

事業場名

事業者職氏名

